

## 平成25年度3月議会一般質問

### 1、 スポーツセンターの運営について

- ① 現在のセンター内の施設の利用状況を伺う。
- ② もう少し正月休みを少なくできないのかを伺う。
- ③ スポーツセンター内のジムを利用する時、利便が良くなるように検討できないのかを伺う。

### 2、 在宅介護について

- ① 在宅介護に対する本町の取り組みについて伺う。
- ② 24時間サービスに対する取り組みについて伺う。
- ③ 事業者のサービスの中身の点検は行われているのか伺う。

まず、スポーツ事業の拠点であるすこやか斑鳩・スポーツセンターの利用状況を伺う。

(教育長) アリーナの利用率について、平成24年度86.88%、平成23年度87.0%となっております。主な利用種目といたしまして、体操、球技(バスケット・バレーボールなど)バトミントンや卓球などで利用いただいております。

次に、サブアリーナについて、平成24年度33.82%、平成23年度37.3%となっております。主な利用目的といたしまして、卓球、少林寺拳法、空手道などで利用いただいております。

次に武道場について、平成24年度85.86%、平成23年度87.3%となっております。主な利用種目といたしまして、剣道、少林寺拳法、空手道、ヨガなどで利用いただいております。

次に、テニスコートの利用率について、平成24年度59.86%、平成23年度57.0%となっております。

最後に、トレーニング室の利用者数を申し上げますと、平成24年度1月現在で5,919人、日平均は23人、平成23年度7,715人、日平均は25人となっております。

今の回答によるとアリーナと武道場における利用率が共に平日を含めて85%を越えていることは、利用を希望している方が予約を取りづらいのではないかと心配してしまうほどの数字です。

今後はより利用者の視点に立った運営を希望するのですが、正月を挟んで休館されている時、住民の方々から体育館やテニスコートを利用し体を動かしたいとの声があったので

すが、もう少し正月休みを少なくできないのかを伺う。

(教育長) 当町における教育施設の年末年始の休館につきましては、12月28日から翌年1月4日までとなっております。

申し越し正月休みを少なくできないのかとのご質問ですが、開館する場合には使用料の収受を行うためなどの管理や電気代などの経費が必要となりますことから、県内の市町村のほとんどが当町と休館日は同様となっております。

ただし、一部の町において休館日を短くしているところもございますので、その利用実態を調査させていただきたいと考えております。

私が聞いているところでは、王寺町・三郷町のスポーツセンターの正月の休館日が当町より2日短く、平群町のテニスコートは元旦以外運営されているようですので、今後調査研究していただき、検討願います。

次の件は、スポーツセンター内のジムを利用する時に毎回利用料金200円を受付で払わなければならないのですが、利用回数券か月間パス等を発行していただいて、利便が良くなるように考えられないかを伺う。

(教育長) 現在、トレーニング室を利用いただく場合は、1回200円をその都度お支払いいただく形となっております。

近隣市町村でも月額使用料や回数券による使用料を徴収しているところもありますので、その実態について調査するなど研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後、いろいろな声に耳を傾け、少しでも住民の利便が良くなるように研究してください。

それでは、次の質問に移ります。

在宅介護についてです。団塊の世代が、10年後には後期高齢者の枠組みに入ろうとしている状況の中で、今後されに在宅介護の必要性が高まっていくと考えられます。

そこで、町として介護が必要となっても安心して在宅において生活をしていけるよう、現在どういうところに力を注いでいるのか。

また、どういう施策を実施していく必要があると考えているのかを伺う。

(住民生活部長) 本町におきましては、団塊の世代が後期高齢者となる時期を見据え、高齢者が出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けるよう、総合的な高齢者支援サービス体制の整備をはかるために、第4期斑鳩町総合計画および第5期斑鳩町介護保健事業計画・高齢者福祉計画を策定し、取り組んでいるところでございます。

具体的には、介護が必要となれば、訪問介護や通所介護といったサービスを中心とする介護保険のサービスで対応していくこととなりますので、いくら高齢者が増え続けたとしても、そのサービス供給が不足しないよう、介護保険の保険者として、その給付状況的確に把握し、適正なサービス供給体制の整備に取り組んでいきたいと考えております。

その中で、今後増え続けると考えられる認知症をもった高齢者への対策も必要となることから、昨年の秋に1事業所の募集を行い、平成25年度においてその指定を行う予定であります。

これからは、介護保険にとらわれずに高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者の対策を推進し、もう一方では第4期斑鳩町総合計画のスローガンである「行政と住民の協働」でこの問題を解決しなければならないと思います。

小地域福祉会や民生委員さんとの連携を尚一層強化してください。

次に、高齢者の方が一人では生活が困難になっているが、特に病気が無い場合、入院ができないときに、介護保険のサービスを受けることによって在宅での生活を続ける必要になった場合、24時間365日在宅において安心して生活するうえでの現状のサービス及び今後必要と考えられるサービスについて町の認識を伺う。

(住民生活部長) 現在、国において、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるという、「地域包括ケア」の実現を目指すということであります。

しかし、介護保険制度において、この平成24年度より新たに創設された24時間対応の定期循環・随時対応サービスが介護報酬や人員確保の問題等から現在のところ奈良県内には提供する事業者が無い状態であること、また、地域密着型サービスや有料老人ホーム等の24時間安心して生活できる在宅づくりの環境整備も、十分とはいえないことなど、資金面や介護基盤を考える中、現段階では、その実現に向けて克服しなければならない問題が山積みしていると考えています。

町と致しましては、10年後を見据え、今後少しでもその実現に近づくよう、各計画の基づき、さまざまな施策に取り組んでいきたいと考えております。

確かに難しい部分があると思いますが、在宅介護がよりよいものにしなければなりません。

では、視点を変えて質問いたします。

介護保険のサービスを受けた利用者に対し給付通知を送ってもらっていますが、その中でサービスを受けたことに身に覚えが無いといった問い合わせはないのかということと、介護保険を維持継続するために事業者が不正な請求等を防止することをおこなっていますか。

また、この1～2年で町内の介護保険事業者で廃業及び新規事業者の推移を尋る。

(住民生活部長) 利用者が行う介護保険のサービスの点検につきましては、年3回、「介護給付費通知書」を送付し、利用者の皆様にその受けられたサービスの内容等を確認していただいております。

その中で、実際に受けていないサービスの請求があったという事実は、現在までございませんでした。

また、町と致しましては、医療情報との符合や重複請求の有無、同一事業者におけるサービス利用の割合等を実施し、給付内容の点検を行っているほか、指定業者であります県においても、立ち入り監査の実施などのより、事業所の運営管理に努めているところでございます。

町内における介護保険事業者の最近の動向であります。平成22年度以降、居宅介護支援が2事業所、訪問介護、通所介護、訪問看護がそれぞれ1件の事業者の新規指定があり、廃業された事業者はありません。

今後、利用者の増加が予想される介護保険が利用者の立場に立ったものにしていただくことを要望し、私の一般質問を終わります。